

## 第10回京丹後市行財政改革推進委員会 会議録

1 開催日時 令和3年6月21日(月)午前9時30分～午後12時10分

2 開催場所 京丹後市役所(2階)205会議室

3 出席者氏名

(1) 京丹後市行財政改革推進委員会委員(7人)

会長 今田弘一、副会長 田崎敬章、委員 井本勝己、委員 蒲田克行、  
委員 小林朝子、委員 藤田一彦、委員 和田直子

(2) 事務局

総務部長 中西俊彦、総務部財政課長 松田吉正、同課長補佐 井上和也、  
同課係長 岡田直純、同課主任 片西優

4 議 題

(1) 開会

(2) あいさつ

(3) 議事

- ① 京丹後市公共施設等総合管理計画(個別施設計画編)の進捗状況について
- ② 補助金等見直し計画の進捗状況について
- ③ 使用料等の見直しについて

5 公開又は非公開の別 公開

6 傍聴人の人数 0人

7 要旨

《議事経緯》

### ● 開会

事務局 定刻となりましたので、第10回京丹後市行財政改革推進委員会を開催いたします。皆様におかれましては、御多忙中にも関わらず、御出席をいただき誠にありがとうございます。総務部長の中西ですが、議会運営委員会の方に出席しておりまして、途中からの出席となります。

本日は、三原委員、山副委員、小牧委員の3名が欠席と伺っております。

それでは、事務局に異動がございましたので、自己紹介をさせていただきます。

● 事務局自己紹介

● 令和2年度市民満足度に関するアンケート結果について

事務局 議事に入る前に、参考資料として送付させて頂いております市民満足度調査につきまして、事務局から報告をさせていただきます。

事務局 (事務局から参考資料2に基づき、「令和2年度市民満足度に関するアンケート結果」について報告)

事務局 市民満足度調査ということで、御報告させていただきました。この委員会でも人材育成、職員の育成については、よく御意見を賜るところでございますので、市民の皆様からの御意見も引き続き、大事にしながら、取り組みを進めていかなければならないと改めて思っているところでございます。事務局からの報告につきまして、御質問などありませんか。

ないようでしたら、委員会の方を進めて参りたいと思います。開会にあたりまして、今田会長から御挨拶をお願いいたします。

● あいさつ(会長)

会長 おはようございます。前回3月29日に委員会を開催させていただきました。そこで任期満了と思われた方もおられると思いますが、我々の任期は6月27日までもう暫くあります。今日は第10回ということで、お世話になっております。

昨日、緊急事態宣言は解除されましたが、引き続き、まん延防止重点地域に入っておりますので、御注意していただきたいと思います。

本日の委員会の議事ですが、お手元に配付されている(3)「使用料等の見直し」について、覚えておられる方がほとんどだと思いますが、令和元年に議会で否決された案件であります。課題が山積された状態で今日を迎えているということでありますので、その課題解決のために、いかなる方策が必要なのかということをお我々も勉強しながら、また我々の意見を出し合いながら、皆さんの知恵をお借りして良い方向に進んでいきたいと思っております。

皆様方の忌憚のない御意見を頂戴したいと思いますので、よろしく申し上げます。

事務局　それでは、以降については会長に会議の進行の方をお願いしたいと思います。本日の会議録について、御確認いただく署名人の方を会長の方から指名をいただけたらと思いますのでよろしくお願いたします。

● 会議録署名委員の指名

会長　本日の会議の会議録の署名人を指名させていただきます。本日は藤田委員をお願いします。よろしくお願いたします。

● 議事

会長　次第に基づきまして進めさせていただきます。

（１）京丹後市公共施設等総合管理計画（個別施設計画編）の進捗状況について事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは、京丹後市公共施設等総合管理計画（個別施設計画編）の進捗状況につきまして、担当しております財産活用課の方から説明をさせていただきます。

関係課　（財産活用課から資料１、資料１－１、参考資料１に基づき、「京丹後市公共施設等総合管理計画（個別施設計画編）の進捗状況」について説明）

会長　財産活用課の方から説明をしていただきました。質問や御意見がありましたらお願いしたいと思います。

委員　資料１の令和２年度見直し実施済みの施設一覧の９番、１０番、１１番の譲渡について、無償譲渡ですか、有償ですか。有償だったらいくらで譲渡されたのでしょうか。

関係課　９番の大宮農産物加工直売施設につきましては、無償での譲渡となっております。１０番の佐濃デイサービスセンター、１１番の新山保育所の駐車場につきましては有償ですが、金額につきましては、今手元に資料がありませんので不明です。

会長　説明をしていただきました１０番の佐濃デイサービスセンターですが、金額は今わからないということですが、委員会中に調査して説明、報告していただくことは可能ですか。

関係課　はい。後で報告をさせていただきたいと思います。新山保育所の方も合わせて報告をさせていただきます。

会長　他にございませんでしょうか。

委員 資料1-1の個別施設計画新旧対照表で体育館やグラウンドが譲渡になっていますが、別の会議で湊のグラウンドと体育館のことは、昨年度に検討するというので、この資料では、譲渡の期間が令和5年度に変更されています。もっと早い時期に譲渡するようなことを最初言っておられた気がしますが、譲渡と言っても有償で引き受けるようなところは現実にあるのですか。

例えば、湊小学校だったら今年度中に校舎が解体になるので、今、一生懸命に移動していますが、12ページには、貸付も検討すると記載されています。

運動会や公民館主催の球技大会で活用しているので、どこかに譲渡ではなく借りてもらわなくては困るのですが、これは有償で借りるということですか。

関係課 湊小学校のグラウンドと体育館ということで、どちらの施設も、譲渡という方向で取組欄には掲載しております。目標としましては、譲渡という形で地元との調整を進めておりますが、場合によっては貸付ということもあります。

地元だけではなくて、他の団体からお話がありましたら、検討をさせていただくことになると思います。

事務局 今回の御質問ですが、あくまで譲渡というのは方向性です。これにつきましては、地元の方が利用されない場合については、土地がきちりと整理されていれば、民間に売却というのも視野に入れているということです。

あくまでも視野の段階で、大きな方向性を書いているものであり、ここで決まったものではないということでございます。

特段、地元の方が使いたいという意向も今のところは明確に聞いておりませんので、こういった大きい方向性で書かせて頂いております。状況によっては、方向性を毎年変えていくこととしています。

会長 よろしいですか。

委員 区で借りるという事でしたら自由に使えるということですよ。運動会や球技大会。他のところが入ってきたら、そこに借りてということになり

ますけど、そんなことは中々ないですよ。運動会は2年に1回ですが、やらないわけには多分いけないと思うので。

事務局 市としましては、通年を通して借りていただきたいので、区の方が通年を通して使いたいということでしたら、無償でお貸しが出来ると思います。

そうした場合、維持管理もしていただく必要があると思います。市としては、地元を優先と考えておりますので、教育委員会が明確に方向性を打ち出し、地元からも御意見いただきましたら考えさせていただけると思います。

会長 他に御意見ありませんか。

委員 資料1-1の18ページですが、網野町切畑にあります網野山村体験交流センターについては、補助金適正化法の財産処分制限期限終了後に廃止、除却するという事になってはいますが、その期限はいつでしょうか。もう間もなくでしょうか。

関係課 網野山村体験交流センターですが、間もなくだったと思います。具体的な年度は、今手元に資料がありませんので、後で報告をさせていただくということでしょうか。

委員 網野山村体験交流センターでは、地域の活性化のため、地元の方は、蕎麦を作ったり、イベントをしたり、地域を盛り上げようと頑張っておられた時期もあったのですが、地元の方の了解は得られているということでしょうか。

関係課 以前は、指定管理者が運営をされておりました。その指定管理者が、もう出来ないということで施設を休館するような状態になった時に、施設所管課である観光振興課が、切畑区にこの施設をやりませんかとお話をさせていただき、切畑区の方が受け入れないと正式に言われていますので、同意を得られていると理解しています。

建物の今後の活用方法が具体的に決まってないですが、この計画にあるように今後は解体する方向で進めています。

会長 よろしいですか。他にございませんでしょうか。

委員 資料1-1の変更理由欄に、京丹後市体育協会の法人化というのが随所にあります。今、体育協会というのはどういう位置付けなのか。法人というのは、どういった種類の法人になるのか。法人になった場合、事務局を置

き、施設の維持管理もしないといけないので、財源とか、そういったことが出来るのか。分かる範囲内で概要を聞かせていただけたらありがたいと思います。

会 長 どのような法人化で、運営方法をどのように考えておられるか。分かる範囲でお願いします。

関係課 体育協会の法人化ですが、個別施設計画の中で目指しているのは、指定管理に出していくということです。指定管理を受けていただくため、法人化をしていただき、そういった団体に指定管理を出していくということです。

具体的な法人化の体育協会の運営、中身につきましては教育委員会の方で検討をされているところです。

委 員 今、体育協会の常任理事をしまして、法人化の動きも少しは聞いています。体育協会は任意団体であり、指定管理を受けることが出来ない任意団体で、市の運営補助金を受けて運営しているという状況です。

財団法人には、一般と公益があり、どちらにするかまだ決まっていますが、運営上は制約がない一般社団法人になるだろうと思っています。その財源ですが、一番大きいのは市の指定管理料で、これを財源にして体育協会を運営していくことになろうかと思います。

峰山町では、途中ヶ丘公園や峰山総合運動公園（野球場）ですが、そこを緑化事業団という財団法人が指定管理を受けて運営しています。指定管理料で一定の職員を雇いあげて、管理しながら運営をしており、それを体育協会でも目指していくという形で今は動いているところです。

ただ、個人的には、この資料にある小さいグラウンドを指定管理で受けたとしても、指定管理料としては、ほとんど出ないので、体育協会としては大きな物を指定管理として受けないと財源的には非常に厳しいと思います。

小さなグラウンドを多く指定管理するとなると、手間がかかる割には、ほとんど財源が得られないというようなことも考えられるので、今後、体育協会の中でもプロジェクトチームを作って、法人化を目指していこうということなので、令和5年に出来るのか、もっと遅れるのか、その時期までは、まだ決まってないという状況です。

会 長 ということのようです。

ちなみに、体育協会は任意団体ということですが、体育協会とこの施設、スポーツ・レクリエーション施設についての見直しについては、目標年度が変わったということですが、何らかのすり合わせがされているということでしょうか。

関係課 はい。この計画につきましては、毎年、ヒアリング等を原課と行い調整をさせていただき、ローリングすることになっています。体育協会所管の生涯学習課等と調整を行いながら、この計画は変更もかけながら進めさせていただくことになると思います。

会 長 はい。他にございませんか。

委員 全般的なことですが、譲渡なり、廃止なり、施設の方向性を決める、その手順を大まかに聞かせてほしいです。

原課で判断をしてということですが、その後、地元との調整が要件として入るのか。実際、廃止・譲渡するという判断をするのは、どこの時点でやるのか、どの課がするのか、財産管理課なのか、第三者的な組織で検討するのか、大体の流れだけ教えていただけたらありがたいです。

会 長 はい。お願いします。

関係課 取組の振り分けですが、参考資料1の5ページのところで、方向性及び取組という形で区分を分けております。大まかな考え方として、この区分の中で施設の方向性は考えていきます。

施設等を管理、維持しています所管課と財産活用課の方でヒアリング、ローリングをして、どうしていこうか決めながら、この計画にはあげております。

譲渡や貸付の取組が具体的に動く時には、別途、地元への説明会等、地元の意見も聞きながら、手順を踏んで、実際の動きを進めていくという形になります。とりあえずの計画として、どういう方向で進んでいくかというものを原課と相談して決めさせて頂いております。

会 長 他にございませんか。はい、どうぞ。

委員 全体的なことですが、これから人口が減っていく中で、廃止、譲渡を考えていくのは、前向きな事と感じています。特に、今回の資料を見て、使われ

ていないところにも、維持管理費がかかっているということを感じていて、それは、通電しているから維持管理費が発生しているということですかね。使っていない体育館でも、50万円とか年間かかっている、市民サービスも大事ということもありますが、それを維持していくために普通の暮らしが圧迫されていくのは、元も子もないと感じています。

こういうような形で経費がかかっていること、経費がかかっている中でも利用者があるので存続としているものに関しては、特に、48番の大宮織物ホール、49番の新シルク産業創造館が、多く経費がかかっています。

これに見合うほどの利用があるのかというのが、この資料では読めないもので、どのような利用があるのか、どうしてこんなに経費がかかっている状態なのでしょう。

会 長 49番の新シルク産業創造館の13,474,000円の経費、内訳がわかれば、御説明をお願いしたいと思います。

事務局 失礼いたします。新シルク産業創造館ですが、シルクの基礎研究ということで施設運営を行っています。その施設を維持するため、機械警備、消防施設の保守点検等が必要となっています。内訳については、確認させていただき、後ほど説明させていただきます。

会 長 確認ですが、この表に記載のある経費というのは2か年分ですか。

関係課 はい。こちらの経費の考え方ですが、参考資料1の4ページに考え方が書いてありまして、4ページの③の経費に、平成29年度及び平成30年度の維持管理経費の平均額で掲載させていただいております。

改修を行なった後の耐震改修、長寿命化の改修等については除いておりますが、29年度、30年度の一般的な維持管理経費の平均となっております。

会 長 後から詳細な報告をしていただくということによろしいですか。

関係課 はい。先ほどの新シルク産業創造館の経費の詳細につきましては、後で報告させていただきたいと思います。

委 員 新シルク産業創造館をやり玉にあげるわけではないですが、普通の民間であれば、これぐらいのお金をかけたら、これ以上の生業につなげていく、成果を出さないと維持していけないものだと思います。



何年か前から、この新シルク産業創造館はあると思いますが、ここで生み出されたものがどれぐらいの経済効果があるのか気になるなど感じたところでは。

体育館の利用料というのも、維持管理費に見合ったもの、それ以上のもの。無償であればいいとは思わなくて、使用料の値上げをしないと維持出来ないのであれば、それはそれでいいと思いますし、そのことも含めて廃止とか存続について知りたいなと感じました。

会 長 はい。ありがとうございます。御意見ということでよろしいですか。

委 員 はい。

会 長 ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

たくさんの宿題が出たと思いますが、時間内に報告していただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、(1)京丹後市公共施設等総合管理計画につきましては、この辺にしておきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは(2)補助金等見直し計画の進捗状況についての議事に移りたいと思います。事務局の方から説明をよろしくお願いします。

事 務 局 (事務局から資料2、資料2-1に基づき、「補助金等見直し計画の進捗状況」について説明)

会 長 補助金等見直し計画についての進捗状況を説明していただきました。感想、御意見、御質問等がありましたらお願いしたいと思います。

委 員 資料2の裏面3番の(1)ですが、団体運営費助成の事業費助成への移行ということですが、具体的には要綱があると思うのですが、運営助成費というのが具体的にどういうものを含んでいて、それが事業費助成になると人件費とかそういうものが含まれなくなるのか、具体的な内容を教えていただけたらと思います。

会 長 運営費の内容と、運営費助成から事業費助成へ移行することによって何が変わっていくのかということの説明をお願いします。

事 務 局 団体運営費助成というのは、団体の人件費や、例えば土地を借りている費用など、団体を運営するうえでの必要な経費に対して一定の率で助成しています。

事業費助成への移行というのは、団体を運営する経費を、補助金として交付していますが、例えば社会福祉協議会ですと、人件費等の団体運営費と、事業に対する補助金を合算して交付しますと、団体の運営に対する助成か、事業に対する助成なのかわからなくなり、補助金等の目的達成成果の検証が困難になります。そういったことがないように、確実に分けてという形で、事業費助成への移行としています。

団体運営費助成については、団体が実施する事業の公益性が極めて高く、団体の活動の受益者が市全域に及ぶなど、一定の条件に該当する助成は、特例運営費助成として、現在も継続して助成を行っています。

団体運営費助成から事業費助成へ移行しているものは、資料2-1では、68番の消費生活学習グループ活動費補助金で事業費助成に移行しています。また、188番の職業訓練校補助金、293番の京丹後文化のまちづくり推進事業補助金が事業費助成に移行となっております。

委員 特に市の団体への補助金を見える化をするという趣旨であれば、そういう趣旨は当然必要だと思います。そのために、これは事業費に充てますというのも異論はないですが、団体の活動の中では、例えば社会福祉協議会では、はっきりとこの部分だという事業はもちろんしていますが、先ほど特例運営費助成と言われましたけれど、市民全体の、そういった側面が随分強い団体でございますので、1つ1つの事業効果、1年の効果はこれだけある、また、5年、10年先を見通した効果というのも、当然、想定して活動しております。

そういう部分が非常に私たちとしては苦しく、もちろん財政事情は非常によくわかりますし、経費の削減も分かるのですが、福祉関係というのは、今後、必要な場面も増えてくると思いますので、柔軟に団体の意向を精査していただいた上で、決定していただけたらありがたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします

会長 という要望であります。他に御意見や質問ございませんでしょうか。ないようでしたら、私の方から質問をさせていただきます。資料2の裏面です。

(3) の特定団体助成の公募型補助金への転換、見直しなしが62件あるのですが、残っているのがどういうことか。出来ない理由があるのかということと、一番下の(5) 事業実施主体の見直しの説明、この2点をお願いします。

事務局 先に2ページの(5)の事業実施主体の見直しということで、こちらについては、今まで補助金という形で交付をしていたものを、補助金ではなく、こちらの方の科目が正しいのではないかということで、見直したのになっております。

例えば、一番上の土地借上料でいきますと、土地借上料補助金ではなく、土地借上料で支払いさせてもらった方が正しいのではないかということの見直しが1件、また、実態として補助金というより負担金が適切であるということで3件など、実施主体の見直しを検討し、補助金から適切な費目に変更をしております。

次に、最初の質問の(3) 特定団体助成の公募型補助金への転換の見直しなしということですが、例えば、丹後法律相談センター運営補助金というのがございまして、こちらの方は仮に公募をしたとしても、丹後法律相談センターしかないので、見直しはしないということで整理をさせてもらっております。

公募型へ転換する補助金数は少ないと感じているところが実情としてあります。

会長 特定団体助成公募型補助金への転換をと考えたが、考えた結果、具体的なそれぞれの事業、団体の活動等を考えると転換しなくてもよかったということでしょうか。

事務局 そうです。他には、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金ありますが、補助金交付先は、北近畿タンゴ鉄道に限られてきますので、見直しなしということで整理をしております。

会長 他にございませんでしょうか。ないようですので、(2) 補助金見直し計画の進捗状況については、この辺にしておきたいと思います。

会長 それでは、財産活用課の方から先ほどの件について報告をお願いします。

関係課 先ほど、御質問をいただきまして、回答を後回しにした部分を回答させていただきます。

売却、譲渡した施設の売却価格につきまして、佐濃デイサービスセンターにつきましては、41,103,000円となっております。新山保育所の駐車場につきましては、3,871,516円ということになっております。

続きまして、網野山村体験交流センターの補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に係る財産処分の制限期間でございます。こちらにつきましては、令和5年3月24日までが処分制限期間となっております。

最後に、新シルク創造館の維持管理経費でございます。こちらは、平成29年、30年の維持管理経費の平均となりますが、ほとんど29年、30年、同じような金額でございますが、大きなところで説明をさせていただきますと、電気代では、平成29年が8,541,000円、平成30年が9,278,000円ということで、全体の維持管理経費のうち2/3程度を電気代が占めております。

修繕、工事費ということで、平成29年が2,692,000円、平成30年が2,503,000円となっており、大体250万円ほど、修繕費用がかかっております。この他に、水道代、下水道代、備品購入費、そういったものが数十万程度かかっております。

電気代につきましては、年間を通じて蚕を飼育しているということで、温度管理のためにエアコンを使用していますので、電気代が大きく発生している状況となっております。

会長 先ほど御質問された方はよろしいでしょうか。

委員 新山保育所の山陰近畿自動車道の関係は、道路用地として売却ということでしょうか。

関係課 新山保育所の関係は、インターチェンジのアクセス用地として売却ということになっております。

会長 よろしいでしょうか。それでは、続きまして、(3) 使用料等の見直しについてに入りたいと思いますので、事務局の方からの説明よろしく願います。

事務局 (事務局から資料3、資料3-1に基づき、「使用料等の見直し」について説明)

会長 それでは、使用料等の見直しについての方向性、素案について説明及び報告をしていただきました。使用料等の課題については、先ほど説明していただいたとおりでありますけど、具体的な内容になりますと、利用されている方々、団体等の意向もありますので、その辺の調整が非常に難しい問題と思います。

方向性について、皆さんの御意見、質問、感想等をお聞かせいただけたらと思います。それではよろしく申し上げます。

委員 前回よりも明確化されているというか、色々な広聴会等の意見も反映されていると思います。懸念するのは、使用料を貰うと想定して、本当に市の財源を、どの程度が負担されるというシミュレーションがされているのでしょうか。

免除というのは、一定明らかになっていると思います。50%減額も、教育活動と線引きがはっきりしていると思いますが、75%の減額というところを見ると相当幅が広がっているのです、今、活動している団体は、ほとんどこれに当たるのかなという感じがします。コーラスグループだとかそういったところも、自主的な活動となると入ると思いますが、もちろん登録制度がありますので、きちっと審査されると思いますが、75%減額ということは、25%の負担ということですね。だから、使用料をどれだけを設定するのかということになるのだらうと思いますが、仮に、どれくらいの収入があって、市がどれくらい負担していたのか。75%減額は、大半が該当してくると思うので、それによって、市の財政支出が増えて、負担増になるのであれば、市民としてもどうなのかと思います。

一定、利用者が負担するのは前提だと思います。その辺の財政見通しというのがどうなのか教えていただけたらと思います。

会長 事務局、よろしく申し上げます。

事務局 今回の御質問ですけれども、市の財政にとっては、先ほど説明にもありましたが、使用料が1時間単位になることによって、職員の手間はかえって増えるだらうと考えています。

類似施設の貸館については、現在の使用料を面積などで平均化することにしております。そうした中で、職員の手間は増えつつ、減額の75%というのは、先ほど御質問にありましたように、文化団体や公民館活動は、ほぼほぼ免除の団体ですので、25%は負担をいただかなければならない。

逆にスポーツ団体については、今、免除がない団体が75%減額になり得るということですので、財政的に、収入としては、マイナスになるだろうと思っています。

これは、前回の令和元年6月定例会の時も、同じ状況でございました。ただ、元々の使用料等の見直しの考え方については、合併以降、条例規定の相違、取り扱いの相違、また消費税の取り扱いできっちり課税されていない。いわゆる内税という説明はしてはしましたが、そういった統一が出来ていないことを慣らしていくということを主眼にしております。

料金をたくさん貰うことを、前回も今回も見直しの目的にしておりませんので、そういった中で、財政的に影響があるのではないのかということですが、収入としましては、減額の方で確実に影響があるだろうと思っています。しかし、いずれにしましても、この文化、スポーツ、いろいろな取り組みの中で、町域ごと、団体によって、取り扱いが異なるという不整合を、まずは均していこうということを目的にしておりますので、料金収入のことについては二の次という考えで整理しているところでございます。

したがって、財政見通しというのは、作成はしておりません。

会 長 よろしいでしょうか。それに関連してですけど、受益者負担というような考えもあったかなと思いますが、旧町時代からの流れで、施設によって、また団体によって、減免を受けられたり、受けられなかったりというようなことから出たのかも分かりませんが、その受益者負担ということが、今回の見直しにあたって、全面に出ていることではないという理解でいいんですか。

事 務 局 受益者負担の考えは、行財政改革大綱でも受益者負担と言ってありますし、これは、基本的な考え方と思っています。そうした中で、どこをどうとらえるかによって、どこがメインかというのは、その見方によって変わってくるわけです。

先ほどの御質問にも関連しますが、減免基準の方向性で、減額は75%、25%は登録団体であってもいただきますということになりますと、多くの公民館活動だとか文化協会の方々が、今まで無料で使われていた方でも、25%はいただくということですので、そういう意味では、等しく受益者の方には、少し御負担をいただこうというのは、前回も今回も、その仕組みは残しています。使われている方、使われていない方については、一定差を設けるという部分では残しているということです。

ちなみに、前は使用料が高くなる中で、極端な負担増を低めるがために、75%という減免の率を設定しましたが、今回はそういうことがなくても、減免75%は残していますので、使いやすいような形で、今は、減免の方向性を、一定整理させていただいております。

今時点の考え方でしかないですし、現在、昨年度と今年度は、市民については無料で全施設を使っているというようなことがあります。

そういった中で、コロナの関係で、また延びるかも分かりませんし、条例とそういう取り扱いというのは、これからの判断になろうかと思っております。

会 長 他にございませんでしょうか。

委 員 この使用料の関係については、合併協議の中でも、それぞれの部会で決められましたので、全ての施設が公平、公正に、同じような基準というようなことになってないので、確かにそういった不統一な部分、不公平については、整理する必要があるだろうと思います。

前回、議会に提案した時に、良い方向にならなかったということは、きちんと、市民に対する説明が出来ていなかったことが一番大きかったという感じがします。こうして、きちんと整理していくことは、私自身、理解出来る感じがします。

それともう一つは、具体的に、個々の使用料を検討される時には、全体的な使用料収入が今より多くなるのか少なくなるのか、そのことによって、今まで自分の団体が、施設を借りたりした時と比べて、増えたり、減るとかというようなことで、比較も出てくるかなと思います。いずれにしても、進めていく必要があるだろうと思います。

今、減免の関係は団体が借りる場合に、75%、50%があるわけですが、一方で、団体運営補助金なんかもあるわけで、心配しなくても団体運営補助金で助成するとか、そういったこともどうなのかなと思ったわけですが、これは、基本的な見直しの考え方ですので、私はいいのかなという感じはします。

会 長 御意見をいただきました。他にありませんでしょうか。

委 員 久美浜町時代に、与謝の海支援学校に通っている子供たちの授業をするのに、20年ほど前ですが、当時は減免しますという紙をいただきまして、それを久美浜町内の施設は、それを持っていけば、減免となりました。

今回、減免団体の登録証は、きちんと、もらえるようになればいいのかなと思います。これに関しては、良い取り組みじゃないかなと思います。

小学校、中学校は別ですが、高等部に関しては、支援学校の子達は、京丹後市内にはないので、市外に好きで行っているわけではなく、障害があるために行っている子達なので、それに対して、減免してもらえるということをお聞きしましたので、それに関しては、とてもありがたいと思います。

施設を使用するにあたって、当然、利用料はいると思うし、夏は冷房も使いたいので、冷房費ももちろん払わなければいけません。

障害者団体で、去年、講演会した時に、今は安く使えるけど、そのうち、ものすごく取られるようになるという話がよく出るので、市民の皆さんはすごく上がるというイメージを持っていらっしゃるのでは、その辺は、丁寧な説明がいるのかなと思います。

会 長 御意見ということでよろしいですか。どなたか他にありますでしょうか。

委 員 使用料につきましては、もう基本的な考え方として、受益者負担ということは、必ず出てきますので、ぜひ守っていただきたい。使ったら、その分の使用料は払うと。その代わりに、施設の維持管理は、ちゃんと使用料を払って使っていますので、施設がそれ相当に維持管理をしてもらえるとという対価として、利用団体は払っていくし、利用団体の要望によって、修繕、維持管理は、きっちり市の方にも要望して、市に予算もつけていただくと。

とても使用料で維持管理費が賄えるわけでありませんが、ただ使っていて、ここ直せ、あれしろということは、それは無理な話です。使用する団体



は、使用料はきっちり払い、その代わり、維持管理をしてもらう理解というか、それでいかないと。無料期間が延長になると、段々無料で使えるという意識が根付いてきますので、上がった時に、また大きなお金がいるのかというようなことで、団体がまた抵抗があるのかなと思います。

この75%というのは画期的なことで、普通は半額までというような減免の措置が普通だろうと思いますけども、今回、前回もですが、京丹後市が75%まで減免するというようなことで、かなり踏み込んだ使用料の設定になっていると思います。

これについては、使う団体については、大きなメリットになっています。組織的に、市の施策に合致するようなどいうようなこともありますけれども、かなりの団体が75%でいけますので、たった25%の使用料で使わせていただけるということになるので、大いにメリットがあると思っています。

是非、今の無料の関係は延長せずに、市民が慣れないように、タダで使えるという雰囲気にならないようにしてほしい。

それと、細かい点ですけども、1時間単位での貸し出しというのが、これは本当に、貸す側の事務的な負担と、それから、使用者同士のトラブルも考えられます。1時間単位で決めて、この時間できちっと終わるなんてことは、中々ないので、その辺りで時間が重複するというようなこと、延長した場合の次の団体とのトラブルとか、そんなこともあるので、どうかと思っています。

それから、外税での消費税で、以前は10円未満を切り捨てて、何十円単位で徴収をしていく。これも支払う側も徴収する側も大変負担、面倒くさいと言うか、少なくとも100円単位の内税の取り扱いで、消費税はきちっと入っています。そういう整理を料金体系の中でしていく格好で、事務の負担、貸館業務の負担を軽減するような形でやっていただけた方がありがたいと思っています。

会 長 消費税の課税の仕方ですが、外税での検討ということですが、今、内税の方が管理しやすいと言いますか、処理しやすいかなという意見がありますけどどうでしょうか。

事務局 参考に御意見としてお伺いしたというようなことで受け止めをしております。ただ、消費税については、スーパーとかで、いろんなものを買った時に、税抜きで購入したものに、最後に税率をかけるというやり方が消費税になっています。

1時間の内税になると、消費税の計算上、果たしてそれが適切かどうかというところも少しあります。1時間で消費税10%を含むというようなことになると、少し事務は楽になるのかも分かりませんが、インボイス制度も、令和5年から始まりまして、市の方も、企業が市の施設を借り、課税証明を出す時に、これはいくら消費税ですというのは、きっちり明記をする必要性も将来出てきます。内税というのは、それに対応出来るのかどうかというのは、全部が内税になると、それはそれで煩雑になるかも知れませんので、市としましても、事務が煩雑になることを望んでいるわけではないですので、どういうやり方が双方にとっていいのかというのも、これから研究もさせていただければと思っています。

会長 事務の煩雑化を避けるということ、利用される方と職員とのトラブルを避けるということで、色々と御検討していただければと思います。関連の質問、意見ですが、多くの施設があつて、その維持管理費が増えています。

今回、この使用料の見直しに関して、維持管理費を負担していただくというそういう視点はない、財政的な負担が増えているので見直しをするという視点ではないと、そういう理解で良いですか。

事務局 維持管理費は、老朽化が年々進む中で高くなっているっていうのは、現状ありますが、そこを解消するというようなことは考えておりませんし、それに連動するというのも今回は考えておりませんので、あくまで均していくということをメインにしております。今後、定期的な見直しの中で、施設の数自身も、先ほど公共施設等総合管理計画の説明をさせていただきましたが、今の施設が全て残り続けるかということ、施設の数自身も、整理していく必要があると思っています。

それらと合わせまして、使用料を今後どういう設定をしていくのが妥当なのかというのは、将来的には、見直しをしていくということです。ただ今回は、凸凹を慣らすということの主眼に置いているということでございます。

会 長 他に御意見や質問がありましたらお願いします。

委 員 1時間単位での利用は、すごく画期的だなと思いますが、職員負担が多くなりそうだなというのも聞いていて感じるところです。

他の方もおっしゃられたように、ちょっと延長になるとか、そういう細かいことは時間単位になると、増えていくのかなと感じたところです。最低1時間使う人は、準備とかも含めて、そんなにいないのではと思います。1時間の利用であれ、10時間の利用であれ、多分、職員負担分の最低時間、最低料金、最低限みたいところはあっていいと思います。人が動いていることなので。

今回の場合は、一律化するのであって、維持管理費のためではないと言われていたのですが、安くなったので、維持が出来なくなって、施設が減ることになれば、今の利用者も本望ではないと思います。

こまめに値段を変えてくという、安い方に媚びなくてもいいのではと感じます。

資料3-1の一番最後のページで、近隣市の夜間利用の現状が参考で載せてありますが、京丹後市の安さが異様だと感じています。

大きい市がこれぐらいなのに、なんで京丹後市にこんな余裕があるのだろうかというのがすごく不思議です。財政が厳しそうな市が安くしているという所を見ると、京丹後市のこのサービスが適正なのかというのをすごく感じました。

会 長 最低使用料は決めた方がいいという意見がありましたかどうか。

事 務 局 御意見として伺っておきたいと思いますが、1時間単位ですので、この1時間というのは、部屋に入られて準備にかかってから、会議が終わられて出ていくまでの全ての時間で申し込んでいただく必要があります。

開催する1時間だけという考え方は捨てていただかなければいけないと思っていますので、そこは延長になった場合であっても、次の方の利用がある可能性があるのでは、延長してもらおうと困るので、その延長の可能性があるのであれば、最初から余分に申し込みをいただいて、その分の利用料をお支払いいただくという考え方も持っていただく必要があります。

他の団体が使う部分を制約するわけですので、そこは時間をきっちり守っていただく、最低のラインというのは、2時間であるということになるかと思えます。

今回は、前回でもお示ししましたが、普通、施設は8時半からとありながら、色々な大きな大会や、イベントをしようとする、文化であれスポーツであれ、朝6時から準備にかかることもあろうかと思えます。そうした時に、1時間単位であれば、朝5時であっても、4時であっても、夜中の11時、12時であっても、理屈的には利用出来るということです。

職員の煩雑さはあるものの、申し込みをされた時に、時間×使用料×消費税という計算をすることになりますので、それが複数日あっても、たまたま定額であったとしても、今も、同じ作業をしているわけです。その申し込みがあった時にする手間というのは少し煩雑になるだけですので、そこは、過度な負担にはならないのかなと思っています。

登録団体制度を仮に採用したとしたら、施設についての利用が、ほぼ使われない施設については、廃止の対象にもなりうるでしょうし、登録されていても、1年に1回しか使われてないような団体についても、登録団体として適切なかどうかという見方もしていかなければいけないと思っております。年1回の会議だけのために登録するというは、ちょっと本位ではないということも、私自身、今の段階では思っています。

他の市にしても、スタートをした上で、登録団体として公表されているようですので、登録団体として妥当かどうかの評価も市民の皆様にはたくさんということがあるかと思えますので、走り出しをしながら、最低のラインであるとか、1時間単位は初めてすることですので、この辺で設定したらいいのではみたいなことも、やっていくうちに見えてくることあろうかと思っておりますし、これが全ての完成形ではないので、毎年っていうことはないですが、3年に1度の見直しのスケジュールの中で、改善すべきことは改善出来たらと考えているところです。

委員 私は、地域公民館で、スポーツ施設の貸し出しや貸館事務をしたこともありますが、半日借りるのも、1日借りるのも、1時間借りるのも、事務としては同じです。申請していただいて、それに許可証を出すということで、

そんなに事務が急に増えるということは、振り返ってみたらそういうことではないのではと思います。

多分、そういうことも聞かれて、1時間という設定をされたのかなと思います。それと、借りに来られる人の中で、1時間で貸して欲しいと言われる方がおられたのですが、半日単位での貸し出しになっていると、1時間でたくさん払っていただく必要があります。借りる人の立場になってみると、やはり、1時間単位の方、料金が安い方がいいに決まっています。

問題は、職員に負担があるのかないのかというところだと思いますが、聞かれて設定されているとは思いますが、私が、事務をやっていた時と考えると、あまり変わらないという感じがします。私は1時間の方がいいと思います。

委員 前の基準では、2時間未満の場合は、使用料を1/2にするというルールがありましたけど、1時間単位になれば、これはもうなくすという形になりますね。

事務局 はい。おっしゃる通りです。2時間と4時間の中で、3時間はどうなのかという議論もありましたので、もう1時間単位でということで、単純化させていただこうということです。

委員 1時間単位の方が煩雑さはなくなりますね。

会長 他にございませんでしょうか。使用料の見直しにつきましては、今回出席していただいた方々の中では、総じて、こういう内容で、この案での見直しをというようなことであろうかと思います。

今日のところは、検討素案として提出をいただいております。今後の使用料の見直しについてのスケジュールですが、今後はどのような形になっていくのでしょうか。

事務局 はい。大まかな進め方ということでは、資料3の4ページで見ていただいた通りですが、議会提案が12月に出来ないかということを考えております。

それに向けて、関係課会議で、先ほどの事務負担について、改めて確認をさせていただきたいと思っておりますし、庁内会議等を経まして、行財政改革推進

委員会についても新たな体制という中で、色々と御意見を聞かせていただけたらと思います。

各種団体等への意見等も踏まえて、12月に提案させていただけないかということを考えております。

事務局 昨年の12月定例会の一般質問で、市長の方が、令和3年度の遅くならない時期に改正を考えたいという答弁をしております。ただ、12月というのが、その意味からも少し遅いようなことはありますが、コロナの関係が、昨年12月以降、非常に違ったステージに入りました。

現在も、まん延防止というようなことで、また、秋口には第5波も懸念されているというようなこともある中で、多くの人に説明させていただいて、しっかりと意見を聞くというようなことで、あまり早く、急ぎすぎないような形で整理していく必要があると思っています。

皆さん、多くの方が、御理解いただけるような仕組みになるように意見も聞きながら進めていきたいと考えております。

会長 時間も迫ってきましたので、使用料等の見直しについては、この辺りにしておきたいと思います。

本日は、3点について進捗状況等を説明していただきました。全体を通じまして、質問や御意見がありましたらお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員 本日が最後ですので、行財政改革というと、補助金のカットや、施設の統廃合とか、公共料金の値上げとか、色々と議論されて、その見直した具体的な数、金額が多い、少ないというようなことで評価されていくみたいな感じがします。

行財政改革推進委員会に入らせてもらって、ずっと後ろ向きで面白くないなと感じていたところがあります。事務局を担当する財政課の方でも、やっぱり委員会のお墨付きがないと、なかなか議会に進んでいかないこともよくわかりますので、御苦労だなと思います。会長も本当に御苦労様だなと思っています。

最近、気がついたことで申し上げたいと思うのが、京丹後市も、人的・物的資源の、その効率的な活用を進めるということで、ICTを活用した業務改善や、サービスの向上を目指すということがあったと思います。

以前、2020年度から始まった小学校でのプログラミング教育についてお話をさせて頂いたことがあったと思います。市役所の方で、ICTを活用した事務が、これから進んでいくと思うのですが、単にそのコンピューターや、インターネットを使って仕事するというだけではなく、その職員がどのようなプログラミング的な思考を身につけて業務を行うのかが大切ではないかと言ったことがあると思います。ICTの機器を使うためには、どのようなプログラミングの発想を持つかということが大事だと思います。

些細なことかもしれませんが、私は、今年度、夫婦で高齢者大学に受講することにして申し込みしたわけです。新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が延長になったりしまして、その開校日が、数回延びて、その都度、その日程変更等の案内が来て、同じ内容ですが2人それぞれに、封書やがき、何回も来るわけです。

同じ世帯なのでもったいないなとその都度思いました。1つのラベルシートに連名で簡単に印刷は出来るわけですし、夫婦は同じでよいといった発想が出来ないかなと思ったということです。

それともう1つ、簡素で効率的な行財政運営を行うということですが、やっぱり市民に親切で、わかりやすい市政を推進するということは重要であると思います。これも一例ですが、高齢者の新型コロナウイルスワクチン接種についてです。私は71歳ですけれども、その高齢者の接種日の通知というのが、最初は75歳以上の後期高齢者から始まって、6月になってから、65歳から75歳未満の通知が始まっているという話を聞きました。

私は71歳ですので、65歳から75歳未満までということで、ずっと待っていたところです。近所の人達もこういう話というのは、大変関心がありますので、誰やらは通知が来たようだけど、あなたは来たかとか。誰や

らは弥栄地域公民館、誰やは何とか病院、誰やはかかりつけ医のお医者さんとまちまちらしいと。

弥栄地域公民館となっていたけど、案内には地図も書いてないらしいし、行ったこともないで、よくわからないと。心配だけど、どうして決めているのかなと。色々と話に花が咲いておりました。

しかし、先週だと思うのですが、京都新聞に、京丹後市では高齢者全員に対し、接種日等の通知がされましたという記事が書かれていたわけです。近所の同級生の中には、既に通知が来た人もいと聞きました。近所の人たちは、自分は忘れられているのでは、ついつい、不安になっていました。

私も不安になったので、代表して京丹後市に問い合わせをしたところ、その京都新聞の記事は間違いですと、接種日の通知は、順次発送するので待ってくださいと言われました。その順番はどういう順番なのですかと聞きましたら、ランダムですと言われました。ランダムというのは、はたして、どういうことか。例えば、名簿に鉛筆を倒して、落ちた人からとか。名簿を扇風機で飛ばして、一番飛んだ人からするのか。そのランダムというのは、規則性というのがないわけです。生年月日の順でも、あいうえお順でも、地域の順でもない。これくらい市民の不安を煽る方法、決め方はないと思います。

きちんと、規則に従って、順番と言うのであれば、人は納得して待つわけです。同じ同級生でも、あの人は12月生まれ、私が2月生まれであれば、12月生まれの人がきた、もうすぐ私にも来るなど、安心して待つことが出来ます。防災行政無線で、何年何月何日生まれの人は、今週中に発送しますよといった一言があれば、どれだけの人が安心して待つことが出来るか。

ワクチン接種では、行政には、市民に納得させる、公平性が必要であると思いますし、納得出来るそういう規則性があれば、市民は市役所に電話することも、直接行って文句を言うことも随分少なくなると思います。

職員もいやなことを聞かなくてもすみます。私は、これなんかも大切な行財政改革であると痛感しましたので、些細なことですが、一言言わせていただきます。



会 長 貴重な御意見です。それでは、時間となりましたので、大変お疲れさまでございました。

以上をもちまして、本日の委員会を終了させていただきます。事務局より連絡事項等ありましたらお願いします

事 務 局 貴重な御意見等、大変ありがとうございました。会長の方から任期の話が出ておりましたけれども、皆様方の任期は、6月27日までとなっております。

今回の任期中の委員会の開催は、本日が最後でございます。これまでの2年間、大変お忙しい中、参加いただきまして貴重な御意見をいただき、本当にありがとうございました。改めまして、御礼申し上げます。

この委員会といたしましては、7月下旬頃に、新しい委員会として組織することを考えております。今現在、委員の選任につきましては、個別に各団体をお願いをさせていただいて、公募委員の方も、おしらせ版等で御案内させていただいているようなところでございます。

事 務 局 私からも一言御礼を申し上げたいと思います。第6期の委員としまして、令和元年6月末からお世話になっております。この間、選挙がありまして、市役所の体制も変わり、前行財政改革委員会会長が議員になられまして、この行財政改革推進委員会の体制も変わったという中で、先ほどから御意見をいただいております使用料という非常に重たいところ、総合計画の中で行革大綱を作っていくという2年の任期の中で、通常これまでにないような御議論もいただいた委員の方々であったと思っております。

そういった意味では、言い難いことであるとか、多くの御意見をいただきまして、大変お世話になりましてありがとうございます。

先程ありましたように、使用料についての大きな考え方についてはお示しをさせていただきながら、次期の行財政改革推進委員会の中で、市役所として意見の素案を御提示しながら、その上で、市民の方にもまた説明をさせていただくということでございます。

前回も申し上げましたが、出来るだけ、今のメンバーに残っていただきたいなという思いもありつつ、それぞれの御事情もあろうかと思っておりますので、そこはもう仕方ないところもございますが、いずれにしましても2年

間、行革という非常に重要な委員会にお世話になりましたこと御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

この会議を、副会長の方で、締めくくっていただければありがたいと思います。

副会長 2年間行財政改革推進委員として、お世話になりました。退任される方を代表して、退任の挨拶をさせていただきたいと思います。

行財政改革は、行政用語が飛び交う中、行政システムがなかなか分かりにくい中で、どれだけ我々が、そんな市の行政に対する意見が述べられたかなど、役に立つような意見は、個人的に考えるとほとんどなかったなと思います。自分の勝手な思いだけで発言させてもらって、私としては、楽しく委員会をさせていただいたと思っています。

事務局の方は、その意見があっちに行ったり、こっちに行ったりと方向性が定まらない意見を取りまとめて、最終的には、行財政改革大綱の答申をするというところまで持って行っていただいたということで大変感謝しております。

本当に2年間お世話になりました。ありがとうございました。また引き続きの方は、よろしくお願ひします。今日は、本当に2年間お世話になりました。ありがとうございました。